平成３０年（フ）第６０５号
横浜市港南区日野７丁目30番６－801号
債務者　本田　雄介
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０７号
横浜市港南区上大岡東１丁目５番23号　斉藤荘201
債務者　古谷　　優
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６０８号
神奈川県藤沢市善行団地１番７－103号
債務者　小舘麻友美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１９号
横浜市栄区長沼町547番地７
債務者　大西　千里
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２１号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目57番地の１　下瀬谷団地３棟351号
債務者　安藤　正隆
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８９号
東京都府中市府中町２丁目21番地の２ハイツフローラ府中504
債務者　内田　敬子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５８８号
横浜市金沢区大道１丁目10番24号　リバーサイド六浦103号室
債務者　菅原　敏也
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７９８７号
東京都世田谷区深沢８－10－14　ボザール深沢４階Ｃ号室、住民票上の住所東京都世田谷区深沢８丁目９－12－101
破産者　井手　　泰
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南５丁目６－47　パレス・サンⅠ　103号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市平和町８－54
破産者　奥田　隆夫
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７６８号
東京都台東区浅草３丁目35番２号
破産者　株式会社ニューベル
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１２８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目36番８号　千駄ヶ谷竹村ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目36番８号
破産者　株式会社創美
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７４９号
茨城県つくばみらい市谷井田2144－５、開始決定時の住所神奈川県横浜市西区浜松町２－22－902
破産者　石川　　聖
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６０９号
東京都大田区大森西３丁目18－２－201
破産者　山中　一美（旧姓水島）
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１２８号
兵庫県西宮市今津巽町７－２－808、開始決定時の住所東京都江東区亀戸２丁目36－９－404
破産者　齊藤　大介
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８５０号
東京都台東区下谷２丁目13－13－501
破産者　冨山　松夫
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３２９号
東京都墨田区石原２丁目13番11号
破産者　白石シヤツ工業株式会社
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３１９号
長野県松本市沢村２丁目３－９、開始決定時の住所東京都世田谷区中町１丁目11－10
破産者　藤本　和法
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部